

新旧対照表

新	旧
福島県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金実施要領 1 ～ 8 （略） <u>附則</u> この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。	福島県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金実施要領 1 ～ 8 （略）

別表 防災・減災等事業整備計画に基づく事業

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率	5 対象経費	
既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業					
スプリンクラー設備（広域型施設等）					
1,000㎡未満の場合（介護医療院は3,000㎡未満）	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと1㎡あたり	10/10	防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のための直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監修料等をい）、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び過当と認められる購入費等を含む。	
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合（介護医療院は3,000㎡未満）	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額／1㎡と2,440千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	10/10		
300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	10/10		
300㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		10/10		
（広域型施設等） ア 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） イ 有料老人ホーム ウ 宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事が特に必要と認めた施設 ※1 令和6年度までの経過措置とする。なお、自動火災報知設備の整備及び、消防機関へ通報する火災報知設備の整備は補助対象外。 ※2 令和6年度までの経過措置とする。なお、自動火災報知設備の整備は補助対象外。					
社会福祉推進推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業					
（広域型施設等） ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	61,600千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	3/4		
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業					
（広域型施設等） ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	厚生労働大臣が認めた額	施設数	3/4		
高齢者施設等の水害対策強化事業					
（広域型施設等） ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	厚生労働大臣が認めた額	施設数	3/4		
高齢者施設等の給水設備整備事業					
（広域型施設等） ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	厚生労働大臣が認めた額	施設数	3/4		
高齢者施設等の防災対策及び安全対策強化事業					
（広域型施設等） ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・通所介護事業所 ・老人福祉センター（A型・特A型・B型） ・老人福祉施設付設作業所 ・老人介護支援センター（在宅介護支援センター） ・在宅型介護施設	厚生労働大臣が認めた額	施設数	3/4		
高齢者施設等における機気設備の設置に係る経費支援事業					
（広域型施設等） ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム	施設延べ床面積×4千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	10/10		

※広域型とは定員30名以上のことをいう。ただし、通所介護事業所は定員19名以上とする。

別表 防災・減災等事業整備計画に基づく事業

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率	5 対象経費	
既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業					
スプリンクラー設備（広域型施設等）					
1,000㎡未満の場合（介護医療院は3,000㎡未満）	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと1㎡あたり	10/10	防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のための直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監修料等をい）、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）、ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる旅費、分担金及び過当と認められる購入費等を含む。	
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合（介護医療院は3,000㎡未満）	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額／1㎡と2,440千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	10/10		
300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	10/10		
300㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		10/10		
（広域型施設等） ア 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） イ 有料老人ホーム ウ 宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事が特に必要と認めた施設 エ 介護医療院（※1） ※1 令和6年度までの経過措置とする。なお、自動火災報知設備の整備及び、消防機関へ通報する火災報知設備の整備は補助対象外。					
社会福祉推進推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業					
（広域型施設等） ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	61,600千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	3/4		
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業					
（広域型施設等） ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	厚生労働大臣が認めた額	施設数	3/4		
高齢者施設等の水害対策強化事業					
（広域型施設等） ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	厚生労働大臣が認めた額	施設数	3/4		
高齢者施設等の給水設備整備事業					
（広域型施設等） ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	厚生労働大臣が認めた額	施設数	3/4		
高齢者施設等の防災対策及び安全対策強化事業					
（広域型施設等） ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・通所介護事業所 ・老人福祉センター（A型・特A型・B型） ・老人福祉施設付設事業所 ・老人介護支援センター（在宅介護支援センター） ・在宅複合型施設	厚生労働大臣が認めた額	施設数	3/4		
高齢者施設等における機気設備の設置に係る経費支援事業					
（広域型施設等） ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム	施設延べ床面積×4千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	10/10		

※広域型とは定員30名以上のことをいう。ただし、通所介護事業所は定員19名以上とする。

